

名古屋市告示第108号

指定公金事務取扱者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 243条の 2第 1項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者を指定しましたので、同条第 2項の規定に基づき告示します。

令和 7年 3月14日

名古屋市長 広 沢 一 郎

1 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地

名古屋城サービス共同事業体

代表者 名古屋市東区東桜 1丁目13番 3号

NHK名古屋放送センタービル12階

株式会社オムニ

代表取締役 高井 令

構成員 名古屋市中区本丸 1番 1号

一般財団法人名古屋城振興協会

理事長 増田 達夫

名古屋市東区東外堀町 5番地

株式会社 I . S . P 警備保障

代表取締役 山田 善弘

2 指定公金事務取扱者に委託した収納に関する事務に係る歳入

名古屋城使用料

本丸御殿音声案内機器賃貸料

3 指定公金事務取扱者に係る指定をした日

令和 7年 3月 1日

4 指定公金事務取扱者に委託した日

令和 7年 3月 1日

名古屋市観光文化交流局名古屋城総合事務所管理活用課